

カジノ管理委員会第135回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和7年9月19日 14時00分～14時30分

2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

3 出席者

- 佐藤委員長、北村委員、垣水委員、渡委員、石川委員
- 嶋田事務局長、原田次長、西野総務企画部長、鈴木監督調査部長、坂井企画課長（議事担当課）、鈴木調査課長（議事担当課）、辻調査課企画官（議事担当課）、友永調査課調査官（議事担当課）、川上調査課調査官（議事担当課）、小林財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決案件

（1）特定複合観光施設区域整備法第13条第4項に基づく実施協定の変更認可に関する同意協議について

総務企画部長より、特定複合観光施設区域整備法第13条第4項に基づく実施協定の変更認可に関する同意協議について説明があり、カジノ管理委員会の所掌事務及び所管法令に照らして審議・検討した結果、当該協議に対して同意する旨を回答することを決定した。

2 その他の案件

（1）免許審査に向けた準備状況について（14）（社会的信用の審査）

監督調査部長より、免許審査に向けた準備状況について説明があった。

（2）MGM大阪（株）第3期第1四半期報告書について

監督調査部長より、MGM大阪（株）第3期第1四半期報告書について説明があった。

(参考)

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）

（実施協定）

第13条 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第9条第11項の認定の後速やかに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この章において「実施協定」という。）を締結しなければならない。設置運営事業若しくは施設供用事業の譲渡又は認定設置運営事業者若しくは認定施設供用事業者たる会社の合併若しくは分割により第11条第1項の規定による変更の認定を受けたときも、同様とする。

一～七 （略）

2 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、実施協定を締結しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 （略）

4 国土交通大臣は、第2項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得なければならない。

5 （略）

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第28条 （略）

2～12 （略）

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一～三 （略）

四 四半期報告書（前項において準用する第10項の規定によりその内容を訂正したものを含む。）

五 （略）

14～19 （略）

20 国土交通大臣は、第13項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。

以上